

次のとおり新市立島田市民病院基本計画策定支援業務委託に係る業者選定を公募型プロポーザルにより実施する。

平成26年10月2日

島田市病院事業管理者 服部 隆一

新市立島田市民病院基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、施設の老朽化・狭隘化による診療機能の低下や、耐震性の問題等を抱える市立島田市民病院について、将来にわたり市民の命と健康を守り、安全で安心な医療を安定的かつ継続的に提供していくため、地域医療の中核を担う急性期病院として、二次救急や政策的医療をも担う新病院を現在地において再整備するための基本計画を策定することを目的とする。

2 業務名

新市立島田市民病院建設基本計画策定支援業務

3 履行期間

契約締結の日から平成27年8月31日まで

4 業務の内容

新市立島田市民病院の整備基本計画策定のために必要な調査及び成果物の作成（詳細は、別添「新市立島田市民病院基本計画策定支援業務仕様書」のとおり。）

5 予算額

21,600千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25年度及び平成26年度の島田市の入札参加資格審査を受け、その資格を有すること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定

による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再正手続開始又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の島田市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (4) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でないこと。
- (5) 島田市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく指名排除を受けていないこと。
- (6) 平成21年4月1日以降、許可病床数が400床以上の、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築、全面改築に係る基本計画策定業務（医療機器整備の計画作成など基本計画の一部を受託したものを除く。）を受託し、かつ、履行した実績を有する者であること。（平成26年10月1日現在）
- (7) 社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する、医業経営コンサルタントの有資格者が雇用されていること。また、医業経営コンサルタントの有資格者を当業務に統括責任者及び主任担当者として配置すること。

7 質問の受付及び回答

今回のプロポーザルに関する質問及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

受付期間 平成26年10月2日（木）～9日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで

提出方法 質問書（様式第1号）により持参、郵送、メールのいずれかの方法にて提出すること。郵送、メールの場合は、送付する旨を電話で連絡し、期限日までに必着とすること。

提出場所 市立島田市民病院 事務部 経営企画課
〒427-8502 静岡県島田市野田1200番地の5

電話番号 0547-35-2111（代）
e-mail : info@municipal-hospital.shimada.shizuoka.jp

(2) 質問に対する回答

平成26年10月14日（火）に質問者名を伏せた質問事項と回答の一覧表をメールにて送付する。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア プロポーザル参加表明書（様式第2号） 1部

- イ 会社概要申告書（様式第3号） 1部
- ウ 他病院（400床以上）での業務実績（様式第4号その1） 1部
- エ 業務実績書（様式第4号その2） 1部
- オ 統括責任者の実績（様式第5号その1） 1部
- カ 主任担当者の実績（様式第5号その2） 1部

(2) 提出期間

平成26年10月2日（木）～15日（水）（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（15日は午前9時から正午まで）

(3) 提出方法及び提出場所

持参又は郵送による。郵送の場合は、郵送する旨を事前に電話で連絡し、期限日までに必着とすること。

提出場所は、市立島田市民病院 事務部 経営企画課とする。

9 参加表明書の受付

プロポーザル参加表明書を受け付けた後、受付番号を付したプロポーザル参加表明書受領書（様式第6号）を交付する。

10 参加表明後の辞退

プロポーザル参加表明書受領書の交付を受けた後、参加を取りやめる場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）を必ず提出すること。

11 参加資格の確認結果及びプロポーザル提出要請書の送付

提出書類に基づき参加資格の確認を行い、平成26年10月16日（木）までに参加資格の確認結果を書面により通知する。

参加資格を満たす者には、プロポーザル提出要請書（様式第8号）を送付する。

12 現場説明会の開催

市立島田市民病院の施設の状況等を実地で確認してもらうため、現場説明会を開催するので、必ず出席すること。

(1) 日時 平成26年10月17日（金）13時30分から

(2) 会場 市立島田市民病院救急センター2階 講堂

(3) 内容 市立島田市民病院の概況説明及び敷地、施設、設備等の現地確認

13 プロポーザル提案書の作成

プロポーザル提案書は、別添の「新市立島田市民病院基本計画策定支援業務仕様書」及び「プロポーザル作成要領」に基づき作成すること。

14 プロポーザル提案書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ア 提案書表紙（様式第8号） 1部
- イ プロポーザル提案書（任意様式） 11部
- ウ 業務実施体制書（様式第9号） 11部
- エ 業務行程表（任意様式） 11部
- オ 見積書及び積算内訳書（任意様式） 1部

(2) 提出期間

平成26年10月20日（月）～28日（火）（日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法・提出場所

持参又は郵送による。郵送の場合は、郵送する旨を事前に電話で連絡し、期限日までに必着とすること。

提出場所は、市立島田市民病院 事務部 経営企画課とする。

(4) 留意事項

提出期間内にプロポーザル提案書を提出しなかった者は、プロポーザルの参加資格を失う。

15 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案についてのヒアリングを次のとおり実施するので、プロポーザル提案書を提出した者は提案内容についてのプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日 時 平成26年10月30日（木）

13時30分から17時までのうち、指定された時間

(2) 会 場 市立島田市民病院2階 第2会議室

(3) 留意事項

- ア 時間は、質疑応答を含めて30分以内とする。
- イ 順序は、参加表明書受付順に行う。
- ウ ヒアリングに参加できる人数は、4人以内とする。
- エ ヒアリングには当業務を担当する予定の技術者を参加させること。

16 受託候補者の審査

受託候補者の選定の審査は、島田市及び市立島田市民病院の職員で組織する新市立島田市民病院建設基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

17 受託候補者の選定

受託候補者の選定方法及び選定結果の通知は、次のとおりとする。

(1) 選定方法

提出書類及びヒアリングを踏まえ、別途公表する「評価基準」に基づき審査を実施し、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定する。

評価基準は、10月6日(月)に公表する。

複数の者が最高得点で同点の場合は、見積金額の安価な者を選定する。金額も同額の場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、プロポーザルに参加した者に平成26年11月5日(水)までに通知する。

選定の結果に対する異議は、受け付けない。

18 契約手続

(1) 契約の交渉と契約

最も優れた提案を行った者を選定後、契約条件等について協議の上、予算の範囲内で随意契約による契約を締結する。

この交渉が不調に終わったときは、次点者と同様の交渉を行うこととする。

(2) 契約保証金及び契約代金の支払い

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、島田市病院事業契約規程(平成23年島田市病院事業管理規程第11号)第4条の規定によりその例によることとされる島田市財務規則(平成17年島田市規則第35号)第198条第1項ただし書の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

契約代金の支払は、業務完了後の一括払いとする。

(3) 留意事項

提案内容に虚偽又は重大な瑕疵等があった場合は、選定を取り消すことがある。提案書及びヒアリングにおいて実施を表明した事項で仕様書に定めのないものについては、仕様書の特記事項とする。

19 経費負担

書類の作成及び提出、現場説明会及びヒアリングへの参加その他プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

20 提出書類の取扱い

参加表明書等及び提案書等の提出期限後の差替え及び内容の変更は認めない。

提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。

管理者は、ヒアリングの実施に必要な範囲において、提出された参加表明書等及

び提案書等を複製することができる。

21 資格喪失

プロポーザル参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加の資格を失う。

- (1) 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記載をした場合
- (2) 公募型プロポーザルに関し、談合等の不正行為があった場合
- (3) 現場説明会及びヒアリングに参加しなかった場合
- (4) プロポーザル提出要請書の送付後、参加要件を満たしていないことが明らかとなった場合

22 その他

当院から得た資料・情報等を他に流用・提供することを禁ずる。

参加を辞退した者又は審査の結果、当院との契約に至らなかった者は、当院から得た資料等を速やかに確実な方法で処分すること。

23 スケジュール（参考）

資料の配付	10月2日（木）～8日（水）
評価基準の公表	10月6日（月）
質問の受付	10月2日（木）～9日（木）
質問への回答	10月14日（火）
参加表明書の提出	10月2日（木）～15日（水）
参加資格確認結果通知	10月16日（木）
現場説明会	10月17日（金）
企画提案書の受付	10月20日（月）～28日（火）
プレゼンテーション・ヒアリング	10月30日（木）
審査委員会	10月30日（木）
審査結果通知	11月4日（火）～5日（水）
契約交渉期間	11月6日（木）～1週間程度